



総 統 経 第 116 号
令 和 6 年 9 月 10 日

各 位

総 務 大 臣



サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

日頃より総務省統計局が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。

「サービス産業動態統計調査」は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、四半期別GDP速報（QE）を含む国民経済計算や第3次産業活動指数等の基礎データのほか、月例経済報告における経済動向把握・基礎資料、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されることが期待されます。

「サービス産業動態統計調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「サービス産業動態統計調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

「サービス産業動態統計調査」に関する広報依頼（お願い）

総 務 省

令和6年9月

「サービス産業動態統計調査」を令和7年1月から新たに実施することに先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、お願いする次第です。

※ご周知いただく際には、別添の広報用素材を是非ご活用ください。

● サービス産業動態統計調査とは

サービス産業動態統計調査は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにし、四半期別GDP速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的として令和7年1月から毎月実施する調査です。政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施します。

詳しくは、同封のリーフレット及びサービス産業動態統計調査ホームページをご高覧ください。

サービス産業動態統計調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html>



● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載
（掲載いただける場合、別添「広報用素材」に掲載しているバナー等の用意もございます。）
- ・ 総会などで、「サービス産業動態統計調査」が実施される旨の案内
（数に限りはございますが、リーフレットの送付も可能です。）

など

（※）サービス産業動態統計調査は、令和7年1月から新たに毎月実施するもので、可能な限り調査開始前での周知をお願いしたいと存じます。ただし、本調査は今後継続的に毎月実施していきますので、調査開始以後も機関誌（紙）の刊行や総会など周知の機会がございましたら、適宜お願いしたいと考えております。

以上、簡単なお案内を記載いたしましたが、サービス産業動態統計調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお気軽にご相談ください。

何卒よろしくお願いいたします。

＜連絡先＞

総務省統計局経済統計課サービス産業動態統計調査担当

メールアドレス：e-kikaku@soumu.go.jp

電話番号：03-5273-1016

- 貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「サービス産業動態統計調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださいますようお願いいたします。
- 電子ファイルやリーフレットが必要な場合には、4 ページ目に記載の <連絡先>までご連絡ください。

■ ■ 広報用素材について ■ ■

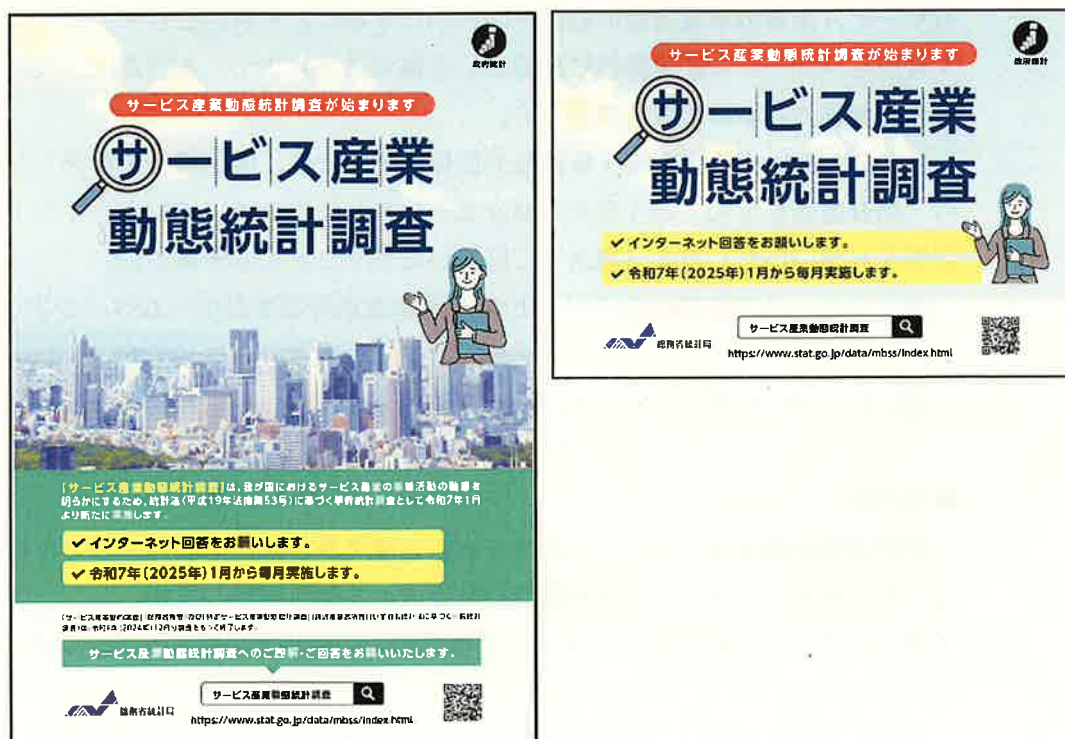
1. 機関誌用原稿（電子ファイル）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌等の誌面において、ご掲載いただくことを目的とした〔1〕イラスト入り原稿、〔2〕文例集、〔3〕QRコード及び〔4〕検索イメージです。

主に調査の開始及び本調査の重要性（法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査）の周知を目的としております。

〔2〕文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ／インフォメーション」欄等への掲載においてもご活用いただければ幸いです。

〔1〕イラスト入り原稿



〔2〕文例集（3種類）

●文例①

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。この調査は、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査（総務省所管）と特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、創設したものです。

サービス産業動態統計調査は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の結果は、四半期別 GDP 速報（QE）といった経済指標などの基礎データとして活用されるほか、サービス産業全体の生産と雇用の月次の動態を把握することにより、景気対策などの経済施策を決定する際の判断指標になります。

調査をお願いする企業等・事業所や団体の皆様には、国が調査を委託した事業者から、調査書類を令和7年1月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

詳しくは、以下の URL からサービス産業動態統計調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.htm>

●文例②

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象に、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的として、新たに令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。本調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査をお願いする企業等・事業所や団体の皆様には、国が調査を委託した事業者から、調査書類を令和7年1月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

詳しくは、以下の URL からサービス産業動態統計調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.htm>

●文例③

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。

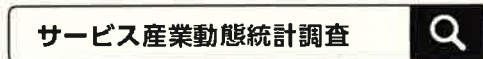
詳しくは、以下の URL からサービス産業動態統計調査のホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.htm>

〔3〕QRコード（サービス産業動態統計調査ホームページにリンクしています。）



〔4〕検索イメージ

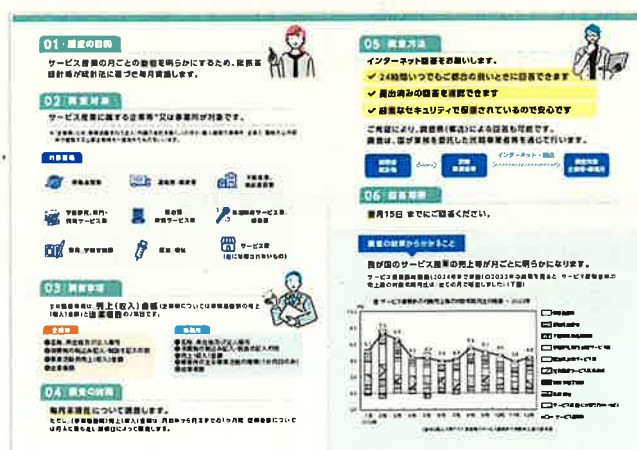


2. 広報用リーフレット（電子ファイル及び紙）

広報用リーフレットは本状にも同封しております。総会などで配布いただける場合は、紙の追加送付も対応いたします。

ただし、数に限りがございますので、ご提供できる部数についてはご相談をさせていただくことがありますので、ご容赦ください。

なお、広報用リーフレットは、調査の事前周知として、調査の対象となる企業等や事業所の皆様に11月頃に送付いたします。



3. ホームページ用バナー等（電子ファイル）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

バナーのリンク先としては、サービス産業動態統計調査のホームページ（下記URL）を想定しています。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しています。

●バナー（下記以外のサイズの用意もあります。）



300×250 PX



320×100 PX

●サービス産業動態統計調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕 <https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.htm>

=====

広報用素材について、ご不明な点やご希望等がありましたら下記連絡先までご連絡ください。

（お願い）

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し等）について、もし可能でしたら、メール等でお知らせいただければ幸いです。

＜連絡先＞

総務省統計局経済統計課サービス産業動態統計調査担当

メールアドレス：e-kikaku@soumu.go.jp

電話番号：03-5273-1016

調査の守秘義務



統計法では、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者等)には調査によって知り得たことを他には漏らしてはならない義務^{※1}を規定しています。

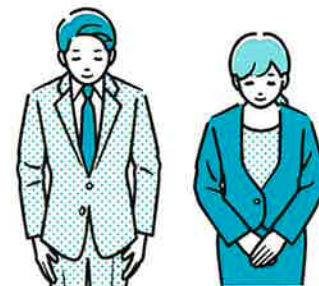
なお、ご回答いただいた内容を統計作成目的以外(税の資料等)に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

報告義務

統計法では、基幹統計調査^{※2}を受ける人には報告義務^{※1}を規定しています。

※1 これらに違反したときは罰則規定があります。

※2 統計法(平成19年法律第53号)に基づき国が実施する特に重要な統計調査のこと。サービス産業動態統計調査も該当します。



Q サービス産業動態統計調査とはどのような調査ですか。

サービス産業の月ごとの動きを明らかにする調査です。

A 我が国経済に占めるサービス産業の重要度が増す中、より一層の統計の整備を目指す政府方針に基づき、これまで実施していたサービス産業に係る2つの調査^{*}を統合し、月ごとにサービス産業を幅広く把握する、初めての基幹統計調査として実施します。

^{*} サービス産業動向調査(総務省所管)と特定サービス産業動態統計調査(経済産業省所管)

Q 調査結果は、どのように利用されるのですか。

A **四半期別GDP速報(QE)**を含む**国民経済計算**や**第3次産業活動指数**等の基礎データのほか、**月例経済報告**における経済動向把握のための基礎資料として利用されます。

また、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されることが期待されています。

調査結果・公表

翌々月の下旬までに公表します。

調査結果は、毎月e-Stat(政府統計の総合窓口)及び統計局ホームページ等で公表します。

e-Stat



サービス産業動態統計調査



<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html>

サービス産業動態統計調査が始まります

サービス産業 動態統計調査



「サービス産業動態統計調査」は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするため、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として令和7年1月より新たに実施します。

✓ インターネット回答をお願いします。

✓ 令和7年(2025年)1月から毎月実施します。

「サービス産業動向調査」(総務省所管)及び「特定サービス産業動態統計調査」(経済産業省所管)(いずれも統計法に基づく一般統計調査)は、令和6年(2024年)12月分調査をもって終了します。

サービス産業動態統計調査へのご理解・ご回答をお願いいたします。



01 調査の目的

サービス産業の月ごとの動態を明らかにするため、総務省統計局が統計法に基づき毎月実施します。



02 調査対象

サービス産業に属する企業等※又は事業所が対象です。

※「企業等」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）のほか、個人経営の事業所、企業と、国地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものをいいます。

対象産業



情報通信業



運輸業、郵便業



不動産業、
物品賃貸業



学術研究、専門・
技術サービス業



宿泊業、
飲食サービス業



生活関連サービス業、
娯楽業



教育、学習支援業



医療、福祉



サービス業
(他に分類されないもの)

03 調査事項

主な調査事項は、**売上(収入)金額**(企業等については事業活動別の売上(収入)金額)と**従業者数**の2項目です。



企業等

- ①名称、所在地及び法人番号
- ②消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ③事業活動別売上(収入)金額
- ④従業者数

事業所

- ①名称、所在地及び法人番号
- ②消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ③売上(収入)金額
- ④事業所の主な事業活動の種類(1か月目のみ)
- ⑤従業者数

04 調査の時期

毎月末現在について調査します。

ただし、(事業活動別)売上(収入)金額は、月初めから月末までの1か月間、従業者数については月末に最も近い営業日によって調査します。

05 調査方法

インターネット回答をお願いします。

✓ 24時間いつでもご都合の良いときに回答できます

✓ 提出済みの回答を確認できます

✓ 厳重なセキュリティで保護されているので安心です



ご希望により、調査票(郵送)による回答も可能です。

調査は、国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。



06 回答期限

翌月15日 までにご回答ください。

調査の結果から分かること

我が国のサービス産業の売上等が月ごとに明らかになります。

サービス産業動向調査(2024年まで実施)の2023年の結果を見ると、サービス産業全体の売上高の対前年同月比は、全ての月で増加しました。(下図)

